

幼児教育・保育の無償化について

令和3年3月2日

内閣府・文部科学省・厚生労働省

幼児教育・保育の無償化に関する国と地方の協議の経緯

平成29年12月8日	「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）
平成30年6月15日	「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）
11月21日、 12月3日	教育の無償化に関する国と地方の協議 議題：国と地方の負担割合、財政措置 (地方側) 全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長 他 (政府側) 内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣
12月25日	幼児教育・保育の無償化に関する協議の場 幹事会（第1回） 議題：対象となる認可外保育施設の範囲を条例で定めることを可能とする仕組みの検討 (地方側) 全国知事会が推薦する知事、全国市長会が推薦する市長、全国町村会が推薦する町村長 (政府側) 内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長
12月28日	「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（関係閣僚合意）
平成31年2月14日	幼児教育・保育の無償化に関する協議の場 幹事会（第2回） 議題：ベビーシッターが無償化の対象となるための基準の検討
令和元年5月10日	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立
8月2日	幼児教育・保育の無償化に関する協議の場 幹事会（第3回） 議題：法案成立後の準備状況
10月31日	幼児教育・保育の無償化に関する協議の場 議題：無償化の施行状況 (地方側) 全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長 (政府側) 内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣、厚生労働大臣
令和2年2月3日	幼児教育・保育の無償化に関する協議の場 幹事会（第4回） 議題：幼児教育・保育の無償化に関する取組状況等
9月16日	幼児教育・保育の無償化に関する協議の場 幹事会（第5回） 議題： <ul style="list-style-type: none">・幼児教育・保育の無償化の施行状況について・幼児教育・保育の無償化の対象とならない多様な集団活動等への支援の在り方について・認可外保育施設の質の確保・向上に向けた取組について
令和3年3月2日	幼児教育・保育の無償化に関する協議の場 幹事会（第6回） 議題： <ul style="list-style-type: none">・幼児教育・保育の無償化の施行状況について・幼児教育・保育の無償化の対象とならない多様な集団活動等への支援の在り方について・認可外保育施設の質の確保・向上に向けた取組について

市町村実務検討チームを計12回、都道府県・市町村WGを計9回開催

幼児教育・保育の無償化（概要）

幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策・生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性を目的として、「新しい経済政策パッケージ」等を踏まえ、令和元年10月より実施。

- 3～5歳の保育所等の利用料を無償化等を実施（下記参照）。対象人数は約300万人。
- 財源は、国と地方で適切な役割分担をすることが基本であり、消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保。（令和3年度予算は事業費8,858億円（公費））
- 幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、PDCAサイクルを行うため、国と地方自治体による協議（知事会・市長会・町村会から推薦された首長等がメンバー）を継続して実施。

<無償化前>

施設等の種類	認定区分		歳児クラス	保育料 (月額)
子ども・子育て支援新制度対象園	教育・保育給付	1号	3歳～5歳 (新制度幼稚園、認定こども園)	所得に応じて徴収 (最大25,700円)
		2号	共働き家庭等の 3歳～5歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収 (平均37,000円)
		3号	共働き家庭等の 0歳～2歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収 (平均42,000円)
私学助成園			3歳～5歳 (新制度未移行幼稚園)	所得に応じて還付 (最大25,700円)
認可外保育施設等			共働き家庭等の 3歳～5歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収
			共働き家庭等の 0歳～2歳 (保育所等、認定こども園)	所得に応じて徴収



<無償化後>

認定区分		保育料 (月額)	預かり保育等利用料 (月額)
教育・保育給付	1号	所得にかかわらず 0円（不徴収）	+ 所得にかかわらず 11,300円を上限に給付 ※共働き家庭等の場合のみ
	2号	所得にかかわらず 0円（不徴収）	
	3号	市町村民税非課税世帯は 0円（不徴収）	
施設等利用給付 <small>(新設)</small>	1号	所得にかかわらず 25,700円を上限に給付 ※保育料が上限額を上回る場合の 差額は引き続き保護者の負担	+ 所得にかかわらず 11,300円を上限に給付 ※共働き家庭等の場合のみ
	2号	所得にかかわらず 37,000円を上限に給付 ※保育料が上限額を上回る場合の 差額は引き続き保護者の負担	
	3号	市町村民税非課税世帯は 42,000円を上限に給付 ※保育料が上限額を上回る場合の 差額は引き続き保護者の負担	

預かり保育を実施していない場合
や十分な実施水準ではない場合、
預かり保育の残額の範囲で認可外
保育施設等の利用が可能

幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額について (令和3年度予算案)

区分			国・地方合計（億円）			
			国	都道府県	市町村	
施設型給付 (地域型保育給付含む)	<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	5,054	2,527	1,264	1,264
		公立	2,038	-	-	2,038
子育てのための 施設等利用給付	新制度の対象とならない幼稚園等		1,165	583	291	291
	認可外保育施設等		292	145	73	73
	預かり保育		309	154	77	77
合計			8,858	3,410	1,705	3,743

<備考>

- ・四捨五入により、端数において合計とは一致しない。
- ・所要額は、「新しい経済政策パッケージ」に基づく、幼児教育・無償化の予算案である。

幼児教育・保育の無償化に係る事務費について

令和元年度及び令和2年度の事務費に対する財政措置

幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日関係閣僚合意）（抜粋）

3（2）財政措置等

（事務費・システム改修費）

- 幼児教育無償化の実施に当たって、初年度（2019年度）及び2年目（2020年度）の導入時に必要な事務費について、それぞれ全額国費による負担として措置する。さらに、新たに対象となる認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置期間（～2023年度）に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置を講ずる。

⇒ 初年度については、子ども・子育て支援事業費補助金（120億円）により措置を講じ、2年目については、安心こども基金を積増す（360億円（認可外保育施設等の令和3年度から令和5年度までにおける事務費（120億円）を含む。））ことにより措置を講じることとした。

令和3年度以降の事務費に対する財政措置

令和3年度以降における幼児教育・保育の無償化に係る事務費（認可外保育施設等の無償化に係るものを除く。）については、地方交付税により措置を講じることとしている。

（参考1）令和3年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等（令和3年1月22日総務省自治財政局財政課事務連絡）（抜粋）

第3 予算編成上の留意事項

21

また、令和元年度及び令和2年度において全額国費により措置されていた幼児教育・保育の無償化の事務費並びに都道府県が行う授業料等減免の対象となる私立専門学校の確認及び減免費用の交付に係る高等教育の無償化の事務費については、令和3年度以降は、地方財政計画に所要額を計上するとともに、新たに地方交付税措置を講ずることとしている。

（参考2）地方交付税措置のイメージ

基準財政需要額

各自治体ごとの標準的な水準における行政を行うために必要となる一般財源

【基準財政需要額】

単位費用 × 測定単位 × 補正係数

幼児教育・保育の無償化の事務費分を計上

基準財政収入額

地方自治体の標準的な税収入の一定割合により算定された額

【基準財政収入額】

標準的な地方税収入見込額 × 75%



地方交付税措置

令和2年の地方からの提案等に関する対応方針（令和2年12月18日閣議決定）（抄）

5 義務付け・枠付けの見直し等

【内閣府】

(9) 子ども・子育て支援法（平24法65）

(iv) 子育てのための施設等利用給付（30条の2）について、施設等利用給付認定保護者（30条の5第3項）が、その小学校 就学前子ども（30条の4第1項）の利用する特定子ども・子育て支援施設（7条10項1号から3号の施設に限る。）を変更せずに月の途中で他の市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）に転居した場合に、関係市町村間の調整により、月割りによる給付が可能であること等を地方公共団体に通知する。

（関係府省：文部科学省及び厚生労働省）

【措置済み（令和2年10月26日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付、内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室、厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡、幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ【2020年10月30日版】）】

幼児教育・保育の無償化に関する自治体向け F A Q 【2020年10月30日版】（抄）

4-11-2	市町村転出入時の認定申請について	<p>市町村間の転出入の際に、実際に転入した日以降に転入届の提出など転入の手続きと併せて施設等利用給付認定の申請を行う場合がありますが、その場合、認定に空白期間を生じさせないためには、どのようにすればよいでしょうか。特に、同一園在園中の転入に関しては切れ目のない認定が求められるとところです。</p>	<p>御指摘の同一園在園中の転出入のケースで認定の空白期間が生じると、その期間について、どちらの自治体からも施設等利用費が給付できず、利用料を保護者が全額負担しなければならない状況になってしまうため、認定の空白期間が生じないよう、例えば、転出元、転入先の両自治体において、以下の取組を通じて、手続にご配慮いただくようお願いいたします。</p> <p>①転出元市町村においては、転出届を提出する住民のうち、無償化の対象となる小学校就学前子どもの保護者に対しては、転入後、速やかに転入先市町村において教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定手続等が必要であることを周知すること。</p> <p>②転入先市町村においては、転入者に対して、住民基本台帳担当部局が転入時に必要な手続のお知らせ等を配布している場合、当該資料(書類)の中に教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定手続等に関する内容を追加してもらうことなどにより周知すること。</p> <p>(令和2年10月26日付事務連絡「転入時における事務手続の円滑化に向けた住民基本台帳担当部局との連携の強化について」参照)</p> <p>上記の取組に加えて、認定の空白期間が生じてしまった場合については、例えば、転入届・施設等利用給付認定申請が転入日から14日以内に提出されれば、当該市町村間で確認の上、施設等利用給付認定を取消す場合について規定した、子ども・子育て支援法第30条の9第1項第2号の「当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき」を、転出日(転出予定日)ではなく、転入先市町村に認定申請された日と解釈し、転出元自治体は転入先自治体に認定申請日を確認し、申請日に合わせて転出元自治体における認定の取消しを行う方法などが考えられる。</p>	新規
5-26-2	未移行幼稚園の算定方法(その他)	<p>新制度未移行幼稚園の利用者が月の途中で転園せずに市町村をまたがる転居した場合、施設等利用費の算定上、幼稚園に支払うべき利用料について、月額支給上限額、支払った利用料ともに日割り計算を行う必要があると思うが、教育・保育給付と同様に市町村間の調整により月割りの取扱いをすることは可能でしょうか。</p>	<p>御指摘の通り、施設等利用費の算定上、日割り計算を行うこととなっております(No.5-26-1、No.5-29参照)が、同一園在園中の転出入のケースにおいて、当該市町村間で調整がついた場合には、教育・保育給付と同様に月割りの取扱いとしても差し支えありません。</p> <p>(教育・保育給付については自治体向けFAQ【第17.2版】No.419参照)</p> <p>※卒園児に係る施設等利用費の算定上の取扱いについてはNo.5-57の通りとすることにご留意ください。</p>	新規

令和2年10月26日

各都道府県・指定都市・中核市
子ども・子育て支援新制度担当課 御中

内閣府 子ども・子育て本部
参事官（子ども・子育て支援担当）付
内閣府 子ども・子育て本部
参事官（認定こども園担当）付
文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課
厚生労働省 子ども家庭局 総務課 少子化総合対策室
厚生労働省 子ども家庭局 保育課

転出入時における事務手続の円滑化に向けた
住民基本台帳担当部局との連携の強化について

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

昨年10月に施行された幼児教育・保育の無償化において、「子どものための教育・保育給付」または「子育てのための施設等利用給付」の受給に当たっては、無償化の対象となる小学校就学前子どもの保護者が、その居住する市町村に申請を行い、認定を受けることが必要ですが、一部で市町村事務に支障が生じている事例も承知しています。

その一つとして、施設等利用給付認定保護者が転出し、他の市町村へ転入した際、転入した日から数日後に施設等利用給付認定を行った場合、転出元市町村の施設等利用給付認定を取り消した日によっては、転入先市町村での認定起算日までの間、施設等利用給付認定期間の空白が生じてしまうという事例があります。これは、施設等利用給付認定の効力が、同認定を転入先市町村に申請した日以降にのみ発生することによるものです。

つきましては、転出入時に無償化の対象となる小学校就学前子どもの保護者が円滑に教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定の手続を行うことができよう、既にお取り組みいただいている市町村もあろうかと存じますが、同保護

者の転出入時には、幼児教育・保育の無償化に関する手続きを含め、幼稚園・保育所・認定こども園等に関する手続きが必要になることから、住民基本台帳担当部局との連携を強化の上、例えば、以下のような取組を通じて、手続きにご配慮いただくようお願いいたします。

① 転出元市町村においては、転出届を提出する住民のうち、無償化の対象となる小学校就学前子どもの保護者に対しては、転入後、速やかに転入先市町村において教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定手続等が必要であることを周知すること。

② 転入先市町村においては、転入者に対して、住民基本台帳担当部局が転入時に必要な手続のお知らせを配布している場合、当該資料（書類）の中に教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定手続等に関する内容を追加してもらおうことなどにより周知すること。

また、各都道府県におかれましては、大変お手数ですが、管内市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に対して、上述のことについて周知を図るとともに、内容を御了知くださいますようお願い申し上げます。

なお、本事務連絡については、総務省自治行政局住民制度課と協議済であることを申し添えます。

担当 内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付

TEL：03-5253-2111(代表) 内線 38374・38368